

---

---

## 平成 28 年度第 3 回練馬区子ども・子育て会議議事録

---

---

[日 時]

平成 29 年 1 月 26 日（木）午後 6 時 30 分から午後 8 時 00 分まで

[会 場]

練馬区役所本庁舎 5 階・庁議室

[出席者]

尾原委員、西川委員、橋口委員、松本委員、里中委員、戸田委員、田中委員、西村委員、川合委員、広岡委員、望月委員

(事務局)

こども家庭部長、こども施策企画課長、子育て支援課長、保育課長、保育計画調整課長、練馬子ども家庭支援センター所長、学務課長、こども施策担当係長

[欠席者]

佐藤委員、興津委員、三宅委員、土田委員、北大泉幼稚園長

[傍聴者]

3 名

[次 第]

- 1 新規開設施設の利用定員の設定等について
- 2 子ども・子育て支援事業計画の中間見直し検討に向けたニーズ調査について
- 3 その他

【会長】本日はお忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。第3回練馬区子ども・子育て会議を始めたいと思います。

事務局から、まず委員の出席状況等についてご報告をお願いします。

【事務局】遅参の連絡をいただいている委員の方もいらっしゃいますが、現段階で出席委員数は15名中9名です。過半数の出席をいただいておりますので、会議は有効に成立しております。

なお、本日机上配付した資料もありますので、ここで資料の確認をさせていただければと思います。資料の不足等がありましたら、事務局までご一報お願いいたします。

(配付資料の確認)

【事務局】北大泉幼稚園長につきましては、他の公務がございますので、本日欠席をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

【会長】それでは、早速次第に従って進めて参りたいと思います。

## 1. 新規開設施設の利用定員の設定等について

【会長】まず、第1の議題ですが、「新規開設施設の利用定員の設定等について」です。資料1が出ています。また、関連する内容もありますので、参考2もここでご説明いただきたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】(資料1について説明)

【事務局】(参考2について説明)

【会長】今、ご説明いただいた新設の保育所の利用定員と参考2の数字とは、どういう関係になるのですか。

【事務局】利用定員の話は、4月に開設する新規の保育所の年齢区分ごとの内容を細かくご説明したもので、こちらは合わせて290名の定員増ということになっています。これは参考2で言うと、表の一番上の保育施設の新規整備等の見込値836名の中の新規の保育所4か所というところが一致していて、この数が資料1にあるように290名となっています。

【事務局】今の説明に加えてですが、例年1月と3月とに分けて新規施設の利用定員の設定については、子ども・子育て会議で意見聴取の手続きを取らせていただいております。これは他の認可の手続きとの関係もあるのですが、1月に認可保育所、3月に小規模保育等の地域型保育事業の新規施設の利用定員について意見聴取をさせていただくという形を取っております。今回お諮りしているのは、現段階でわかっている新規開設の認可保育所の利用定員の設定についての意見聴取であり、地域型保育事業の新規施設の利用定員の設定については、次回の会議で意見聴取の手続きを取らせていただきます。したがって、参考2でいうところの、新規整備分の836名という見込値の内数で、今回については、認可保育所分の290名程度について、利用定員の設定に関して意見聴取をお願いするというご理解いただければと思います。

【会長】参考2の表の右側に書いてある実施箇所は私立保育所4か所というのと、今説明いただいた資料1の4か所は同じものということですか。

【事務局】同じになります。

【会長】そこについてはわかりました。どこからどうやって議論したら良いのかよくわからない感じですが、ご意見、ご質問等あればどうぞ。

【委員】前回、前々回に話がありましたように、3歳から5歳の子どもについては、ほとんど待機児がいないはずですが、資料1によると、3歳から5歳について、72名分の定員が新たに設定され

となっております。この周辺の私立幼稚園には、かなり影響があると思います。この保育所は平成29年4月1日から事業を開始するということですが、この子ども・子育て会議においても反対意見が出て、それが反映された場合には、4月1日から72名は入れないことになるのでしょうか。

**【事務局】**今、ご指摘があったのは、資料1の裏面の1番目に書かれている「(仮称)心羽えみの保育園石神井台」の2号認定の3～5歳のところにある72名という記載のことかと思えます。こちらの保育園について若干これまでの経緯をご説明したいと思うのですが、こちらの園の設置場所は、元々は都有地で、かつて保育学院があったところになります。その保育学院が廃止になった跡地に、今回保育園を開設するということになりました。この件については、区として待機児童の問題を抱える中で、東京都と約3年前から協議を重ねて来ました。今のように、練馬こども園を創設し、それに合わせる形で保育所の整備も0～2歳児に特化するという取組を開始する前の段階から協議をしてきたものになります。今の練馬区の取組からすると若干特別な扱いとはなりますが、東京都の計らいにより1,400平米の広い土地を利用できること、またこの周辺の待機児童の状況等も踏まえ、ここについては園庭も兼ね備えた0～5歳の認可保育所を作ろうとなったということ、前々からの経緯の話も含めてご理解をいただければと思います。

**【委員】**この会議のあり方を改めて確認したいのですが、定員についてはここで承認するとかしないとか、そういう話になるのでしょうか。

**【事務局】**子ども・子育て会議で行わせていただいているこの利用定員の話についてですが、子ども・子育て支援法という法律で、区市町村における子ども・子育ての審議会等の合議制の機関、練馬区の場合にはこの子ども・子育て会議ということになりますが、そちらで新規施設の利用定員の設定の際に意見を聞くことというのが定められており、その一環として本会議に新規施設の利用定員についてご報告をし、ご意見を賜るということを毎回しているものになります。したがって、ここで承認、不承認ということではないのですが、いただいたご意見を踏まえて、今後の対策や今回の定員の設定に活かすというものということでご理解いただければと思います。

**【委員】**大体わかりました。そうしますと、ここでは意見をということですね。私は、立場上、これは良いですねとは言えないのですが、もし仮にここに参加している方全員が、これはおかしい、やめてほしいと言ったら、覆る可能性というのはかなりあるのですか。

**【会長】**あります。そう思っております。

**【委員】**わかりました。では、個人的には、私はこの3～5歳の72名というのには反対ですという意見を述べさせていただきます。

**【委員】**私はこれを見て、そもそも72名も3～5歳のニーズがあるのかな、3～5歳の保育園を探している方がこんなにたくさんいるのかなと、ちょっと不思議に思いました。

**【事務局】**今想定している各年齢の定員枠について少しお話をさせていただきます。ご案内のように、練馬区としては、0～2歳に待機児が集中しており、とりわけ1歳が待機児の7割以上を占めるというような状況です。そういった状況も踏まえて、この保育園の定員枠数として今想定していますのは、0歳が6名、1歳が20名、2歳が22名、3歳が24名、4歳が24名、5歳が24名です。毎年子どもの年齢は上がっていく訳ですから、施設を整備するに当たっても、各年齢の子どもが持ち上がってくることを想定しながら定員設定をしていく必要があります。先ほど

申し上げたように、1歳の待機児がかなり多いということで、区の中央や東部の待機児童の状況も鑑みて、今回はこの園の1歳の定員枠を20名に設定しました。当然その1歳の20名は翌年には2歳に上がることになるので、2歳についても20名以上の定員枠、同様に3歳も20名以上の定員枠の設定が必要ということになります。今回の定員枠の設定はこのような考え方で行ったものですが、これまでの練馬こども園の取組等も含めて考え、3～5歳の人数設定はかなり抑えた形で設定をしているということもご理解ください。

**【委員】**私ばかり話してはいけないと思うのですが、そこにいる1、2歳児が、当然3歳、4歳、5歳に上がってくるという考え方は、これは、0、1、2歳に集中するとしている練馬区の話からするとおかしいのではないかと思います。

それからもう1つあるのですが、29年度から都の制度として幼稚園における一時預かり事業が拡充され、また入園料の設定についても保育所から幼稚園に上がる子どもたちには有利に設定されることになるはずですが、そうしますと、区としては、0、1、2歳を低年齢の保育所で過ごした子どもたちが、練馬こども園なり普通の幼稚園なりに進級して、そこで待機が解消されていくということをさらに推奨するようになるはずですが、この施設に限っては、全員がこの施設の中で小学校就学を迎えるという設定で考えている訳ですよ。そこはいかがなのでしょう。

**【事務局】**それぞれのご家庭の考え方によって、当然3歳以降の子どもの預け先は変わり得るものと考えています。とは言うものの、区としては、やはりこうして施設を作ったからには、2歳児がすべて持ち上がっていくということも想定する必要があります。待機児童対策については、今、委員からご指摘のあったような状況もありますので、全体的な進め方としては、新設の認可保育所についても、4か所作る中で、3か所については0～2歳の保育所を作るという方向で進めております。実際にそれぞれのご家庭の意向を隅々まで反映させるというのはなかなか難しいことですので、最大ですべての園児が持ち上がるということも想定する必要があるということでご理解いただければと思います。

**【会長】**他にはいかがでしょうか。どなたからでも結構です。ご意見をどうぞ。

**【委員】**3～5歳はこんなに需要があるのだろうかという意見が先ほどありましたが、それは私も同感です。認証などがなくなるという話も一方で出ていたかと思いますが、近隣の園が人数を減らすなり、園がなくなるといった事情があって、そのためにそこを引き受けてくださいという形であれば理解できるのですが、こういった事情なのかを区にお伺いしたいです。

**【事務局】**この保育園ができることによって、近隣の園が廃止になるとか、もしくは人数を抑えているというようなことは特段ありません。

**【会長】**他にどなたかございますか。

**【委員】**今は、本当に困っている0、1、2歳の待機児の方々がどんどん増えて、一方で3歳以上の待機児はほとんどいないという状態です。こういうものを作ってはいけないというのではなくて、区の税金を使う訳ですから、これだけ広い施設があったら、もう少し0、1、2歳を多くしていくべきではないかと私は考えます。

**【事務局】**繰り返しになりますが、基本的には、区としても、今、待機児童が0～2歳に集中しているので、今後の保育の定員枠拡大についても0～2歳に集中していく考えです。ただし、こちらの0～5歳の定員設定となっている園については、先ほどのお答えでもあったとおり、都有地の活用というこれまでの経緯があること、また、新しく施設を作るに当たって、0～2歳の園

児の方々の持ち上がりを保障する必要があることを考慮して、必要最低の数値としています。区の基本的な待機児童対策の考え方としては、待機児童が現在集中している0～2歳に特化して定員枠を増やしていくと同時に、3歳児以降の受け皿は私立幼稚園のご協力の下、練馬こども園という新たな受け皿を拡充しながら対応していくということに変わりはないので、ご了承いただければと思います。

【会長】他にいかがでしょうか。どうぞ。

【委員】関連してお聞きしたいのですが、参考2に書かれている定員の増えた分の年齢の内訳というのはどうなっているのでしょうか。

【事務局】こちらも今は見込みなので、今後若干動く可能性はありますが、計算上は、今のところ、0歳が71名、1歳が507名、2歳が234名、3～5歳が194名となっています。参考に、ゼロ作戦で当初想定していた年齢別の数字を申し上げておきますと、0歳は100名、1歳は500名、2歳は200名、3～5歳は200名というのが当初の想定です。練馬こども園の取組を勘案して、最初から3～5歳の定員枠を増大しないという内容では当初からありませんでした。今回の新規開設の72名を加えても、3～5歳の定員枠増は合計で194名です。ほぼ計画どおりの数値ということでご理解をいただければと思います。

【会長】他にはございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、区の方では、ぜひこれらの意見を参考にしながら政策を進めていただきたいと思います。

私が思うに、幾分かニーズを上回っているように見えても、それはむしろ良いことではないかという気がしています。大いに競争し、経営努力をして、より良いサービスで、そしてより良いところへ人が集まって来るというのが大事なことでないかなと思いますので、そのあたりもまた勘案して進めていただきたいと思います。

## 2. 子ども・子育て支援事業計画の中間見直し検討に向けたニーズ調査について

【会長】それでは、第2の議題に参りたいと思います。事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】(資料2-1、2-2、2-3について説明)

現在の状況としては、昨年11月下旬に調査票を発送し、現在集計作業に取りかかっているという状況です。集計結果は次回ご報告させていただく予定です。

また、前回会議において、調査をするのであれば少しでも回収率が上がるような工夫をしてほしいというご意見をいただきました。その点については、可能な範囲ではありますが、区報で周知すると共に、調査の締切前にも改めて提出依頼のはがきを送付しています。加えて、区の公式のツイッターを活用して、複数回、調査の周知や提出の促しにも取り組みました。

現在の区の子ども・子育て支援事業計画が、来年度の29年度に中間年を迎えますので、中間見直しの検討に向け、集計結果を分析し、改めて今後、教育・保育サービスの利用意向などの把握に努めていきたいと考えています。

【会長】ありがとうございました。これはもう実施したのですよね。

【事務局】昨年11月下旬に発送し、12月12日を締切として回答いただきました。それを現在集計しているところです。

【会長】特段意見等もないかと思いますが、我々としては、これについては報告として承っておけばよろしいでしょうか。それとも何か意見を申し上げるべきことはありますでしょうか。

【事務局】前回に引き続きで、参考に現在の状況をご報告したというのが今日の内容です。先ほども申

し上げたとおり、集計結果については、次回の会議でご報告したいと思っています。

【委員】よろしいでしょうか。

【会長】どうぞ。

【委員】すごくボリュームがあるなど、ちょっとびっくりしました。2～3ページだったら今やってみようかなという気になりますが、19ページまでであると、これはちょっと置いておいて後で、という気持ちになるのではないかと、というのが率直な感想です。でも一方では、すごく細かいところまで聞く形になっていて、回答数が多ければとても良い分析結果が出てきて有効だとも思うので、そこは多少もったいない気がします。より多くの方に回答を出していただくために、インセンティブなどがあっても良かったのではないかと思います。区のモニター制度などでも、このアンケートに答えていただけたら、練馬区の商品券を500円分みたいなものがあるかと思いますが、そういうのがあると、ちょっとやってみようという気になるのかなと思いました。

それともう1点お伺いしたいのですが、こちらの調査結果は何年度から反映される予定でしょうか。

【事務局】今回の調査は、現在の子ども・子育て支援事業計画が、来年度に計画期間の中間年を迎えるに当たり、計画の内容の見直しをするかどうかを検討するための調査になります。仮に、今回の調査結果を踏まえて計画の中間見直しをすることになった場合は、現行の計画が平成31年度までとなっていますので、早ければ29年度分も対象となるものもあるかもしれませんが、基本的には30年度から31年度までの計画に反映されることになります。

それからもう1つの設問数の件についてですが、率直に申し上げて、確かにかなりの設問数があります。しかし、現在子ども・子育て支援事業計画に掲載している法定の様々なサービスや事業について、今後需要量がどれくらいあるのかを正確に把握するという点で不可欠の設問が大半であり、そのために、他のアンケート調査と違い、内容が多岐にわたり、設問も多くなったというのが実情です。その点をご理解いただければと思います。

【会長】前回の回収率は何パーセントですか。

【事務局】55%です。

【会長】都市部としては高いほうですね。催促は一回していますよね。

【事務局】しています。

【会長】もう一回すれば、多分60%も超えるでしょう。

【事務局】先ほどの委員へのお答えについて、補足させてください。ご意見をいただいたインセンティブの件についてですが、これについては、今後の検討課題とさせていただきます。

【会長】大変、大切なご発言でした。他に何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

### 3. その他

【会長】今日はあまり議題がありませんので、それでは次のその他のところに移りたいと思います。事務局、ご説明をどうぞ。

【事務局】(参考1について説明)

【事務局】(引続き参考1について説明)

【会長】ありがとうございました。当初予算案に関連して、いろいろとお伺いしたいこともあろうかと思えます。どこからでも、どなたでも結構ですので、どうぞ自由にご発言ください。

【委員】今の「ずっと・もっと・ほっと」すごく良いと思っています。それに関連して、今、要支援や発達障害の子どもがとて多くなっていると思うのですが、それについての対応がどのようになっているかを教えていただけたらと思います。

【事務局】今、養護相談の数値が伸びているというお話をしましたが、お子様の発達の問題があって、なかなか家庭の中では養育できないというご相談もその中にはございます。それについては、児童発達支援ということで、児童デイなど、手帳が取れば支援サービスを受けられるという環境も整ってきていますので、区のこども発達支援センターと連携をしながら、お子様が手帳を取得することが必要であれば、できるだけ早期に進めたり、そういったことを広く保護者の方にお伝えしています。

また実際、そのお子様を保護または施設でお預かりする場合には、ショートステイが3か月など、施設の対応としてお預かりする制度もできていますので、そういったところを保護者の方にご案内しています。

【会長】資料を見ると、虐待、養護相談、保健相談云々とあって、最後のその他のところのパーセンテージが結構大きくなっています。個別の相談をどこに振り分けるか、区別するのはなかなか大変ではないかと思いますが、現実はどうなっていますか。

【事務局】事実があったかなかったかということもありますので、現実には一つ一つの相談については、すべての相談について記録を残して、今、システムの中で管理をしています。

資料にあるその他の部分ですが、字が小さくなっていますけれども、こちらに児童相談所や警察からの連絡と書いてありまして、区の情報と東京都の情報がシステムなどで連動していませんので、例えば児童相談所の全国共通ダイヤルの189で児童相談センターに相談が入った場合に、区で把握している事例なのか、そういう住民が練馬区にいるのか、といった確認が入ることが多いです。また、身柄通告をしたり、面前DVで書類通告をする場合に、そのお子さんが、区に相談があるケースなのかという確認が警察から来ておりますので、その部分も割と量が多くなっています。これらはその後の支援に非常に重要なこととなりますので、一件一件記録をしながら確認をしています。

【委員】簡単な質問を1つよろしいでしょうか。今の子ども家庭支援センターのご説明の中にあつた各事業のスケジュールなのですが、資料に書いてある番号から言うと、1番、2番、4番の事業が平成29年4月からスタートで、3番のショートステイ事業については29年度中というように理解してよろしいのでしょうか。

【事務局】今、委員からお話がありましたとおり、3番以外は4月1日に開始し、3番は準備が整い次第と考えています。

【委員】今日出していただいた資料ですが、区のホームページ等で検索できる形になっていますでしょうか。

【事務局】本日確認したところ、今のところは区のトップページに載っていますので、しばらくはそこからご覧いただけるかと思いますが、平成29年度予算案を発表しましたという記者発表資料につながるリンクがありますので、よろしければそちらからご参照ください。

【委員】ありがとうございます。以上です。

【会長】他に何かありますかでしょうか。

【委員】遅くなりすみません。先ほどの、「ずっと・もっと・ほっと」のところに関して、少しお伺いします。困っているお母さんたちや、お子さんたちにとって、これはすごく良い制度だなと思

っているのですが、4番のすくすくアドバイザーを増員し、子育て相談の体制を強化とあるところの、この相談の時間帯というのはどうなっているのでしょうか。

【事務局】すくすくアドバイザーの配置の場所にもよりますが、子ども家庭支援センターであれば、月曜日から土曜日の午前9時から午後5時まで、開室時間中はいつでも相談を受けています。また、メールによる相談も、区役所本庁舎10階のすくすくアドバイザーでやっていますので、時間が合わない場合にはメールでご相談いただければと思っています。

【委員】赤ちゃんが泣いたりして困る時間帯は、夜間や夕方以降が多いと思うのですが、今のところの体制では、メール対応は24時間できるけれども、実際の相談窓口は午後5時までになっているということですよね。

【事務局】窓口としては、練馬と石神井庁舎にある子ども家庭支援センターについては午後7時まで開室しています。また、地域の子ども家庭支援センターは土曜日も開けていますので、保育園からお帰りになった後でもご相談いただけるようになっています。

では、午後8時以降はどうなるかということについてですが、こちらについては児童相談所の全国共通ダイヤルの189にかけていただく、または都の児童相談センターは24時間電話対応も受けていますので、そちらでご相談を一旦受けて、また翌日以降、地域で継続して支援をしていくというようになるかと思えます。

【委員】区のホームページに、対応時間外でも今言われたような窓口がありますとかということが、ぱっと見てすぐわかるようになっていると、途方に暮れているお母さんたちにはありがたいと思います。

【会長】今のところは、私も大事だと思うのですが、そうなっていますか。

【事務局】子どものページを見ていただければそのようにはなっているのですが、ぱっと見てという点については考える必要があるところもありますので、持ち帰りまして、今後しっかり検討したいと思います。

【会長】「ほっと・もっと」に加えてさらに「ぱっと」という今のところは、大変重要なご発言だったと思いますので、ぜひ対応していただきたいと思います。他にございますか。どうぞ。

【委員】ちょっと生々しい話で勇気が要るのですが、訴えられる側の気持ちを知っていただけるとうれしいと思ってお話をしたいと思います。小さい子どもを育てているとすごく感じるのですが、子どもは時間かまわず泣くのが当たり前です。お子さんがいらっしゃらない方は、この声は何だろうとびっくりされ、すぐにそれは虐待ではないかと捉える風潮にもなっているのかなと感じますが、何かあったらすぐ通報というよりも、きっと不安なんだ、一人で困っているんだとまずは受け止めてもらって、何かお手伝いしましょうかみたいに声をかけてもらえるという、本当にお母さんを支えていけるようなそんな雰囲気地域社会が私は必要だなと感じています。

と言いますのは、1人目の子どもの時に、近所のおばさんとお話をしていて、「裏のマンションでいつも男の子の泣き声がぎゃーぎゃー聞こえるから、私、この間も警察呼んでと大きな声で叫んじゃった」と言うのです。何回か、同じことをその方は言われていて、私は1人目だったので、その時はそんなことがあるんだと思っただけでしたが、その後3人目を出産し、3人目を持ってから本当に子育ての大変さをすごく感じています。2人目までは何とかかなりりましたが、3人の乳幼児の要求というか、3人がそれぞれ本能のままにお母さんにいろいろなことを求めてくると、本当に自分がノイローゼやパニックになってしまうのではないかと思った



くらいでした。私が生後2か月くらいの下の子にかかりきりだった頃も、当時2歳だったその上の子が、一番上の子と何か取り合いをただけでも、言葉がしゃべれないから、ぎゃーっと泣くしかなくて、声も大きかったので、朝の時間でそんな状況だったものですから、お恥ずかしい話なのですが、私のごみを出した時に、緑のおじさんに、「あなた、そこのおうちの方ですか。さっき道を歩いていた方が、ここは虐待じゃないかと私に言ってきましたよ」と言われたこともありました。私はすごくショックを受けて、「実は、私には生まれて2か月の子がいる上に、その上の子もまだ言葉をしゃべれないので、一番上の子にちょっと物を取られたりすると、ぎゃーっと泣くし、一番上の子は上の子で言うことを聞かないので、けんかしたりするだけでも大泣きで大変なんです」とその時の自分の状況を伝えるのが精一杯でしたが、本当に助けが欲しくて、正直言うと猫の手も借りたいというぐらいだという思いでした。その後も、自分がそういうことを言われて、すごくショックを受けていたので、この地域にいたくないと思ったり、そういうように見られているのだ、どうしよう、引っ越そうかと思ったり、二重窓にしようかと考えたり、もう外にも出たくないと思ったりと、その時は本当にいろいろすごく思って、様々な方に相談をして、最終的には、「堂々と生きていけばいいのよ。悪いことは何もしていないのだから、警察が来たら、子どもの体を見せれば良いじゃない」と親に言われて、少しずつ気持ちも落ち着いてきましたが、大変な思いをしました。

そういった経験をしましたので、先ほどお話しした1人目の子どもの時に私が近所の方から聞いたお母さんの話になりますが、近所の方に「警察呼んで」と言われたお母さんの気持ちは、すごくつらかっただろうなと思いますし、本当にそれが虐待だったら通報して良かったのかもしれないですが、そうではなくて、その時に地域の人が「大丈夫ですか。何かお手伝いしましょうか」とか「見てあげますよ」とか言ったら、どれほど心が救われたかなということ、子どもを3人持った今、すごく実感をしています。それを考えると、虐待で通報されたと言っても、この件数の中で何件が本当の意味での虐待なのかと思うところがあります。すごくつらい思いをしているお母さんが、違う意味で助けを求めているものもこの中には多くあるのではないかと考えています。そういうお母さんに対して、どれだけ温かく地域がサポートしていけるかがこれから大事になりますし、私はそういう励ましの地域社会にしていきたいと思っています。最近は少子化・晩婚化でもあるので、お子さんがいらっしゃらない方はそのような状況が見えない部分があると思いますので、そこはぜひお伝えしたいです。このようなところを知っていただいた上で、そういう温かい社会づくりを区にもぜひとも求めたいと思います。よろしく願いいたします。

**【会長】**ありがとうございます。何人もうなずきながら聞いていて、本当に子育て中は大変というのが伝わったかと思います。虐待の件数ですが、これには通報などは含まれているのですか。それとも自分は虐待しているのではないかという悩みごとの相談の件数ですか。

**【事務局】**一番上の虐待と書いてあるところは、明らかに叩いているとか、虐待が疑われるという件数の数字になります。

**【会長】**通報に当たるのですか。

**【事務局】**通報によるものもありますし、相談によるものもあります。虐待かもしれないということで通報するのが区民の義務という傾向もあり、心配しながらお電話いただいていることがあるのも現状です。この一番上の虐待のところ、ここで言いますと545件になりますが、こちらについては48時間以内に確認にも行っています。先ほど委員からお話があったような、ご近所から

虐待かもしれないというご相談があった場合には、そのお宅に行き、今、お宅でお子様を泣かせておられるということですが、区の方で何かお手伝いできることはないでしょうかとお聞きをしています。ただし、虐待が疑われたということで、その段階でドアを閉められることもありますし、ドアを開けていただけないこともありますので、お会いできなくても、またお電話させていただきますとか、心配なことがあれば私共の方にご相談くださいとメモを入れるなどして関係をつなぐようにしています。

また、区では昨年の4月から妊婦の全員面接を始めており、お子様が生まれる前からお母様と接することによって、お母様が子育てをする環境がどのような状況で、支援が必要なご家庭かどうかということ、早い段階から把握しながら支援をしています。それがだんだん蓄積されていくと、お電話があったり、何か確認をする必要があるといった場合に、虐待か否かということではなく、このお母様は今こういう状況だということがわかった上で、必要な子育て支援につなげていくことができるようになると思っています。そういった情報を集積しながら、皆様方のご相談に対応しているところです。

**【会長】**他にいかがでしょうか。どうぞ。

**【委員】**先ほどの委員のお話を聞いていて思ったことを少し言わせていただきたいと思います。先ほどのお話、私も非常に胸にずしっとくるものがある、本当にそうだなと感じながら聞かせていただきました。

私も子どもが3人いまして、一番下の子どもが大きくなりましたので、大分小さい頃のこと自分の中で薄れてきていますし、父親と母親で接し方や役割が違うとも思うので、ママと同じ気持ちにはなかなかないかもしれませんが、自分自身も子育てをしていて、気持ちがかかなりいっぱいいっぱいになってしまっていて、子どもにつきつく当たってしまうことがありました。今思えば、あれはぎりぎり虐待かなと思うようなことも正直いくつもありました。そういうことを反省しながら、今、園長をしています。

先ほど委員がおっしゃったことは、そのとおりだと思いますし、また一方で、実は今、多くのお母さん方が働いていて、心にも時間にも余裕がなくなってきている状況があるとも思っています。子どもはそういうことをお構いなしに自分を主張しますし、一人一人の子どもが、みんなお母さんに100%見てもらいたいという思いでいると思います。なので、そこがぶつかり合ったときに、お母さんが心の余裕、時間の余裕がないために、必要以上に、ぎりぎりのところとは言いながらも、虐待の方になってしまうというケースもあるだろうというように思います。

実は、国の制度がそういうお母さんたちを生み出しているということにも目を向けるべきだと思います。今の社会状況が、働くことが正しい、素晴らしいことだ、良いことだと言って、それを支援する制度をたくさん打ち出している。そういう状況の中で、みんなが働いて、時間がなくなり、子どもに対する心の余裕もなくなり、いつの間にか気づかないうちに虐待の方に進んでいる。そしてそのこと自体に気がついていないお母さんが増えているのではないかと思います。それで、子育てに困るので、より一層の支援が必要になり、地域でより一層、そういうお母さんをサポートし、あるいは子どもを預かるサービスを増やしていく。すると、どんどん子どもとお母さんが離れる時間が長くなる。子どもと一緒に過ごすというのは、お母さんも母親としての忍耐を学んだり、愛情や愛着を形成したりするという大切な時間になると思うのです。そのため、今は保育園のお母さんたちも忍耐がだんだんできなくなってきているよう

な気がします。それは、生後3か月とかから子どもとほとんど離れて過ごして、お母さん自身が自分の中にそういう力を付けていないからではないかと思います。今の状況は、良かれと思って一生懸命行政が整えるサービスが、実は逆にお母さんを苦しめ、子どもたちも厳しい状況に追い込んでいるのではないかということ、一方で思っておいたほうが良いと、あえてこの場で発言をさせていただきたいと思います。

この他にあと2つ言いたいことがあるのですが、別の内容のことにもなりますので、それはその他の時にお話しさせていただきたいと思います。

**【委員】** その他のところではありますが、前の議題の内容に戻って、保育所の新規施設の定員の件に関して追加で言わせてください。先ほど報告のあった石神井台にできる保育園、3歳以上の定員が72名というこの施設ですが、この施設が3年前から検討されていたというお話が先ほどありました。これを伺って、それはおかしいのではないかと私は思っています。というのは、3年前にこの地区で3歳以上の子どもを預かる施設を作ると検討していたのに、その後で、この地区には何園も練馬こども園ができていますから。制度がどんどん変わり、新しい事業所もどんどんできていく訳ですから、十分に変化というものを捉えてほしいし、そういう計画があるのなら、なぜ早く教えてくれなかったのか。おそらくこの周辺では、そういう計画があるのなら、練馬こども園にはしませんという人も出ていたはずだと思います。この辺のところは大きな問題ではないかと思うので、以後そういうことには十分配慮していただきたいと思います。

**【会長】** 他に何かありますでしょうか。

**【委員】** 先ほど発達障害についてのお話があったのでお伺いしたいのですが、発達障害があつて家庭で育てられないのであれば、ショートステイとかもあるというお話が先ほどあり、その際にこども発達支援センターの話についても少し触れられていました。発達障害かなと思われる子どもたちが、こども発達支援センターに診察してもらいたいという時でも、大体初診で半年以上待たされるという話が前にこちらの会議でも出ていましたが、その状況がまだ変わっていないみたいだという話を先日聞きました。また、こども発達支援センターが無理なのであれば、民間の療育施設に通いたいとなっても、受給者証の発行をしてもらうために、保健所で調査書みたいなものを書いてもらう必要があるのですが、そちらの調査書もなかなか書いてもらえないという話も聞きました。発達障害と言うのは、早期発見、早期治療が大切ということ、何かの本で読んだのですが、もし早期発見、早期治療が必要なのであれば、初診が半年以上待たされると、早期発見にはつながらないし、民間の方でやりたいという人に対して、受給者証の発行がなかなかスムーズに行かないというのは、子どもの発達を妨げることになるのではないかなと思います。家庭で育てられないから、ではショートステイでお母さんと離しましょうというのも大切なかもしれないですが、そういう子どもたちをもっと支援していこうという、そういう動きの方にももっと力を入れていってほしいと思います。

**【事務局】** こども発達支援センターの件ですが、私が聞いている限りでは、医師の配置を増やし、心理職の相談体制を変えて、できるだけ早期に相談ができるように体制を変えてきていると聞いています。結果として、3か月待ちになったか、4か月待ちになったかという結論のようなことはここではお伝えできませんが、昨年4月から体制を変えた担当部署からは聞いているところです。

また、もう一方の、受給者証を取る時の保健相談所の意見書の発行についてですが、それについては、保健相談所で経過を追っているお子さんについて、心理職の方で意見書を書いてい

るといふことはあります。そういった経過が十分ないようなお子様の場合には、責任をもって書くことができないという場合に、こども発達支援センターで意見書を書いてもらうことをお勧めするということはあるかもしれませんが、乳幼児健診でご相談をいただいた経過があって、その中でそういったことが必要となった場合には、基本的には意見書を書くようにしているところです。

**【委員】** ケース・バイ・ケースですから、受給者証の件も、たまたま私が聞いた話では書いてもらえなかったということかもしれません。しかし、そのようなケースもありますので、こども発達支援センターの職員を増やしているというのであれば、それについては引き続きお願いしたいと思います。

**【会長】** 改善はされているのかもしれないですが、改善の努力をしましたというだけではあまり立派な答えではないと思います。ご意見がありましたので、きちんとその点のところは、精査をしていただくようお願いいたします。

**【委員】** 改善されているという話がありましたが、実際にはますます長くなっていて、今は7か月待ちです。ですから、これは何度も何度も言いますが、本当に何とかしてほしい。それと、これは皆さんにも本当に知っていただきたいのですが、障害があるお子さんは、お母さんが大変心配をして大事に育てていらっしゃるのですが、だんだん日を経つにつれて、母親も父親もいら立って、子どもを虐待してしまうというケースがかなり多いです。私も実際に毎年数人ずつ障害のあるお子さんを預かっていますが、普段あまりしゃべらない子が、「何だよこいつ」とか、「しっかりしろよ」とかいう言葉を言い出すのです。これは母親か父親が言っている。それから、体に傷があるというケースもある。これは前にもお話ししましたし、全国紙にも以前出ましたが、虐待を受ける子どもの2割から3割は障害を持っているお子さんです。大変に重大なことです。これは本当に早く何とかしていただきたいと思います。

それから、保健相談所の方の件ですが、保健相談所の健診で大丈夫ですよと言われて、後で診断をしてみたら完全に発達障害があったというケースを私は2件経験しています。先ほども委員がおっしゃっていたように、早期発見、早期対処です。障害の場合には治療ではなく、対処していかなければなりませんし、それによって、その子の将来が本当に大きく変わりますので、そこはしっかりしていただきたいし、お金をかけていただきたいと思います。

**【会長】** 区役所の方も実情をきちんと踏まえてご発言なさってください。必ずしも改善が十分でなければ、そのことははっきりとおっしゃらなければ。ここは事実を議論する場所です。先ほどのご発言は、改善して良くなりましたというふうに聞こえてしまいました。努力はなさったかもしれませんが、努力はしても良くなっていませんということであれば、それはしっかりと受け止めて、そのように発言なさるべきです。

今の発言で何かありましたら、どうぞおっしゃってください。

**【事務局】** この会議は3年前の9月から始まって、既に足かけ4年目になりますが、このこども発達支援センターの件については、過去何回かにわたってご指摘をいただいています。担当の課長に対しても、毎回この話をいただく度に、強く改善を求めてきました。先月も担当の課長と話をした時に、こども発達支援センターの改善について申入れをしたところです。先ほどのお答えにもありましたが、それを受け、こども発達支援センターの担当の課長からも、医師や心理士を増員すると共に、緊急の場合についても柔軟に対応させていただいているという回答を何回か得ています。したがって、私共としては改善されているというように思っているところ

ではありますが、この状況について改めて担当から聞きまして、次回ご報告をさせていただきたいと思います。

【会長】今伺った限りでは改善はされていないように感じました。それを改善されていると敢えておっしゃるのですから、次回の会議で必ずこの点についてきちんとして説明をお願いいたします。大きな責任を伴う問題だと思いますので、そこはしっかりやってください。

【委員】今、緊急の場合には、というお話がありましたが、所長さんと直接私が話したところ、入園の決定をするなどの重要な場合はキャンセル待ちにして、キャンセルがあった時にそこに入れますということでした。緊急の場合に対処してくれるという話は聞いたことがありません。

【会長】この件についてはこのくらいにしておきたいと思います。この問題は、改善されなければ意味がありません。努力しましたでは意味がない訳ですから、区の担当者もそこはしっかりと認識していただかなければいけないと思います。

他に何かありますか。

【委員】今の件についてお願いします。今、お話が出ているのは、小さいお子さんの場合ですが、学校へ入った子の対応もきちんとしていただきたいと思います。私は小学校の校長をしていましたが、障害ではないかなと思って、いろいろ対応してあげたら改善するのではないかとお話ししても、小学校に上がるくらいになると、保護者の方はそこまで来たらなかなか障害を認めません。担任が話をしようやく受診や相談に行っても、もういっぱいだめですと言われたと帰ってきて、もうそれっきりになってしまう。そのまま小学校を卒業し、中学校へ行ってしまうと、私は中学校でカウンセラーも少しやっていたのですが、そこまで来てしまうと本当にかわいそうです。ですから、絶対に早目にやっていただきたいと思いますというのが切なる願いです。学校に入った子もきちんと見ていただけるように、よろしく願いいたします。

【会長】このテーマはこのくらいにしておきましょう。他に何かありますでしょうか。

他になれば、今日は大体このくらいのところでよろしいかと思うのですが、特にご発言がある方があればどうぞ。

【委員】先ほど出ていた定員に関するのですが、よろしいでしょうか。直接定員のことに関係があるということではないので、ここで発言すべきかどうか、ずっと迷っていたのですが、でもやはりすごく大事なことだと思うので言わせていただきたいと思います。

私の園で今、来年度の4月からの保育士を確保しているところなのですが、つい先日、ある保育園で勤務している3年目の職員の転職希望者がいて、その方の面接をしました。その方は、株式会社の園に現在お勤めです。勤めている園は練馬区ではなく、他の地域にある園でした。なので、一応そのままにしてあるのですが、そのこの保育状況が耳を疑うような状況でした。そのメモ等もきちっと取らずに、しかも面接の時間で、まだ採用するかどうかは決まっていない状況で、いろいろ根掘り葉掘り聞くことは難しかったので、その方を正式に採用することになって、私のところに来るとなった段階でまたきっちり聞こうと思っているのですが、朝の受入れの時間は本当に保育者がいなくて、ほぼ約2時間1人で対応している。しかも、0歳から年長までの子どもが20人くらい1つの部屋にいて、それを1人の保育士が見ている。なおかつ、登園で来ると、その対応もしなければいけないので、その間その子どもたちを見ている保育士は誰もいない。それが例えば緊急の状況、もちろん緊急であってもいけない訳ですが、緊急の状況でそうなるのであればわからなくもないかもしれないのですが、そのこの保育園ではそれが常態化している。あまりにもひどくて、こんな保育園ではやれないということで、どんどん保

育士が辞め、そこの主任さんもこんな保育園にはいない方が良いから転職をした方が良いよと勧められて、今日ここにきています、という話でした。

実はそこの法人が運営している保育園が練馬区にもあります。その方が話している内容がどこまで正確か確証ありませんが、その方と大分時間をかけていろいろ話をしまして、3年目の経験者でもありますし、真面目な方でしたので、ある程度信頼が置けるかなと思っています。こういう状況というのは、株式会社だけでなく、そうではない法人もあると思いますが、そういうことを調査するというか、保育の体制がどうなっているかを確認するという作業をどこかでした方が良いのではないかと、それは現場の先生に抜き打ちかわかりませんが、聞き取り調査をきちんと行って確認をした方が良いのではないかと考えています。

今たくさん保育園ができていて、それをほとんど区の政策で作っている訳ですが、運営は多くが私立になっていますので、そこは各法人やその園の責任ということにはなるのですが、政策として区がそれを進めているというか、その法人でたくさん開園している状況があるというところは、やはりそこは区の責任にもなってくると思います。それはこの子ども・子育て会議の中でも、その責任や議論というものの必要性が生じてくる話ではないかと考えていて、協会の代表として、できたらその状況を何がしかの方法を使って聞き取り調査をして、現実を把握できたら、告発したいと思っている状況です。ただ、まだそこまではできませんので、本当にあいまいな話で申し訳ないのですけれども、数日前に私もこの話を聞きまして、あまりにショッキングな話だったので、今後に関わってくる話とも思いますので、そのような話だけはお伝えさせていただきたいと思います。

**【会長】**あまり軽々しく話はできませんが、然るべく調査がされなければならない事案ではないかと思っています。区役所はどのようにお考えでしょうか。

**【事務局】**今、委員からご指摘がありました。私立保育所が近年急激に増えているということで、新聞報道などでそういった事例というのも目にしたりしている状況です。区としては現在、1年に1回という訳にはいきませんが、立入検査、巡回などを行い、また従事者の名簿などもご提出いただいて、保育の体制が整っているかどうかというところは確認している状況です。一方で、区の関与、点検というものを、より実効性があるものに今後はしていかなければならないと考えているのも事実ですので、今の委員のご指摘を聞いて、練馬区の保育所においても、実効性のある検査の体制、また調査の体制というものを改めて検討しなければいけないと感じているところです。どういった方法が良いのか等を含め、協会の代表でもある委員からのご意見等も賜りながら、そういった方策については検討させていただければと思っています。

**【会長】**他にいかがですか。どうぞ。

**【委員】**私たち公募委員も、以前、保育園をどんどん増やす一方で、子どもの命を守るために、しっかり監査機能を作ってほしいということ、意見として述べさせていただいたと思いますが、大きな事件になってはいけませんので、しっかりした対策を早急に検討させていただきたいと思っています。

**【会長】**他にありますか。どうぞ。

**【委員】**今の委員のご意見もごもっともですが、ただ、命を守るというのは最低の基準です。0、1、2歳の保育の質を上げていかないと、本当にその子の生涯に関わりますので、そういうところもやはり立ち入っていく必要があるだろうと思います。

私は以前、日本保育学会の政策検討委員会というところで仕事をしたことがあるのですが、

今回の新制度の国の保育に関する方針が決まる前に、株式会社立の保育所は作ってはならないという声明を保育学会でその時に出しています。政治家に対してもすべてダイレクトメールを出したのですが、結局押し切られてしまいました。これは大変危険な政策ですので、区でも都でも真剣になって監視をしていかないといけないと思っています。

**【会長】** ありがとうございます。今回の会議は、後半で大分深刻な案件が2つも出ました。ぜひ区の方でもしっかりと受け止めていただきたいと思います。今日はこのくらいでよろしいでしょうか。他にご発言はありますでしょうか。どうぞ。

**【委員】** 先ほどの委員のご意見で、国の制度の問題があると言われたものがありました。まさにそのとおりだと思います。例えば会社に時短勤務の制度があっても、それを利用してしまうと保育の点数的に預けられないという事態になっている方がとても多いようです。ある程度の保育の数というのは必要なのだなと思いつつも、やはり質の部分というのはすごく大事にしてほしいと思います。

それと先ほど、お母さんたちの子育て力みたいなものが少し低下しているというお話もありました。私自身は、子どもが3歳になるまで働いていませんでしたが、子どもとずっと一緒にいるというのも善し悪しで、周りを見ると、子どもの発達に不安がある場合には、逆にすごく悩んでしまって、調べても解決しないし、気軽に常に相談できる人もなく、この子大丈夫かな、この子大丈夫かなというように思い続けてしまうという場合もありました。保育園に行っているお子さんだったら、常に不安を抱えたお母さんとずっと接している訳ではなく、保育のプロの方に接してもらえて、伸び伸びと育てていただけるというメリットも、もしかしたらあるのかなと思います。ですので、子育て力というのは、働いていらっしゃる方にも、私のように専業主婦だった人にも、言えることなのかなと思います。今、昔と比べて、自分の子どもを持つまでお子さんに触れ合う機会がすごく少ないということも影響しているのかなと思いました。

**【会長】** どうもありがとうございました。他にいかがでしょうか。

**【副会長】** すくすくアドバイザーという制度について、1つお聞きしたいのですが、この方たちの資格や人数などについては、どこかに何か出ていますでしょうか。今、保育の質という問題がまた出てきましたが、子どもを育てる方、保育をする方、相談に乗る方が、親をしっかり受容することや、子どもをどう見つめていくかというようなことについては、かなり専門的な度量や人間的な大きさが必要です。どういう方たちがこういったアドバイザーなどになられているのか、というのを少し教えていただけたらと思います。

**【事務局】** すくすくアドバイザーというのは、私共独自の名称で、事業名としては、地域子ども・子育て支援事業の1つである利用者支援事業を活用しているものになります。この利用者支援事業の実施要綱の定めでは、研修を受ければアドバイザーにはなれるとなっています。実際には私共では、保育士または保健師の資格を持っている者もご相談を受けています。

**【副会長】** ありがとうございます。それともう1点ですが、先ほどから、大変に質の低下した保育所や民営の部分の問題が出ていますが、私は以前、練馬区の公立保育園の委託化をする時のお仕事を少しさせていただいたことがあります。そのため、株式会社やいろいろな施設などについてもかなり厳しく見て、評価もしてきましたが、その後にそこでどのような保育が続けられているのかということもぜひ見ていただきたいと思います。またその他にも、本当に様々なところがいろいろな保育所や子ども預かり所を持っていますので、公立に限らず、すべての子育てに関する施設を、公立の機関としてきちんと見ていただくことはすごく大事だと思います。大

変なお仕事ですが、やはり公立の機関がしなければ、他ではできないと思いますので、実行していただくと大変ありがたいと思います。

【会長】他にいかがですか。どうぞ。

【委員】また区へのお願いになってしまいますが、私は株式会社と社会福祉法人と、両方の保育園を営んでいます。社会福祉法人の方は、10年以上ぐらいの保育士の方たちがかなり集まってくださって、看護師も含め全部決まりました。しかし、株式会社の認証の方は、一時は本当に保育士が足りなくなりそうな時がありました。私も主人も教員だったのですが、大きくなってから指導してもだめだ、小さいうちが大切だということで、主人が学校をやめて保育園を始めました。ですので、私たちの思う保育ができないなら、やりたくないという気持ちがあり、このままでは人手が足りなくなると思って、区に止めたいと言いにいったこともあります。けれども認められず、必死になって人づてに保育士を集めて何とか補えたのですが、面接に来ていただくと、他には本当に大変なところがたくさんあるというのがわかります。保育士を育てる余裕がないまま、施設を作り過ぎているのではないかと思います。それから、認証園などは、はっきり言ってお金があまりありません。補助金がそんなに多くないです。区立などと競争したら、保育士を集めることがとても厳しいのです。ですので、できれば補助金をもう少し上げていただければ、もっといい人を集められると思います。私のところも園をまた認可に変えるのですが、それで保育士はすごく喜んでます。認可外の保育士と言われるのが嫌だということもあったので、それも考えてあげなくてはいけないなと思ってそうしました。国としても区としても、本当に保育士を育てることをしてほしいと思います。ただ、人数だけ揃えろ、揃えろと言われても、やはり質の悪い人は採用したくないと思います。それらをいろいろ考えて、またこれからの保育ということも考えて、取り組んで行ってほしいなと思っています。よろしく願いします。

【会長】ありがとうございました。他にありませんでしょうか。なければ今日はこのくらいにしたいと思います。

お母さんの子育て力が低下しているのではないかという発言が相次ぎましたが、私は実は、お父さんの力不足を感じていて、お母さんの子育て力が伸びるのを、お父さんが妨げているのではないかという気がしてなりません。子育てはお父さんとお母さんと両方でやるものだと思いますし、それを区でどうにかしろという訳にもいかないでしょうが、お父さん、お母さんがそろって、またひとり親の方もいらっしゃいますので、そのような方への配慮も考えながら、しっかりと子育てができるような環境をぜひ作っていききたいと思います。

今日はありがとうございました。

【事務局】最後に次回の会議の日程について一言よろしいでしょうか。資料の事前配付の際に併せてお知らせをさせていただきましたが、次回の会議については、平成29年3月22日と23日を開催候補日とさせていただきます。候補日の設定が連日となってしまう恐縮ですが、先日差し上げたお知らせで、ご都合が合わない日程があるようであれば、2月10日までに事務局あてにご連絡をお願いさせていただきますので、よろしく願いいたします。次回の会議の日程については、決まり次第、また開催日時についてご連絡を差し上げます。今日ご都合がわかる方は、よろしければ後ほど事務局までお知らせください。よろしく願いいたします。

【会長】それでは、今日はこれでお開きにしたいと思います。ありがとうございました。